

## 農地中間管理機構事業に係る遊休農地解消緊急対策事業に関する事務取扱い

(目的)

第1条 鹿児島県農地中間管理機構(以下「甲」という。)の事務処理要領を補完するために必要な事務手順を定める。

(本事業に係る事前調整)

第2条 市町村または農業委員会(以下「乙」という。)は、遊休農地解消緊急対策に係る事前調整について(様式第1号)を甲に提出する。

その際は、所有者や耕作予定者及び関係機関と連携を図り、事業が円滑に支障なく行われるよう調整を行う。

(1) 農地の状況に関する調整

- ・乙は、関係機関と連携し、必要な情報を収集したうえで確認を行う。
- ・乙は、所有者や耕作者に対し、事前に必要な作業の確認を行う。

(2) 所有者に関する調整

- ・乙は、遊休農地になった経緯を調査し、農地法2条の2に該当しないかの確認を行う。
- ・乙は、所有者に事業要件等の説明を行い、10年以上の使用貸借契約を締結することの確認を行う。

(3) 耕作者に関する調整

- ・乙は、耕作予定者に事業要件等の説明を行い、10年以上の使用貸借契約を締結することの確認を行う。

(4) 乙に関する調整

- ・乙は、簡易な整備を実施できる業者(インボイスを考慮する)の探索を行い、事前に所有者及び耕作予定者と整備内容及び金額の調整を行う。
- ・乙は、関係機関の事業フローを確認のうえ本事業のスケジュールを作成する。

(本事業に係る契約等)

第3条 本事業に係る作業委託事業費が、遊休農地解消緊急対策の交付金を超える場合は、甲は、費用負担者と遊休農地解消緊急対策事業に関する契約書を締結する。

第4条 乙は、第3条に基づき、費用負担者から超過額を予納金として預かり、甲が事前審査会を行う日までに甲の指定する口座に振り込む。

(対象農地の利用権設定)

第5条 乙は、簡易な整備の作業スケジュールを考慮し、農地中間管理事業による使用貸借契約の申請を行う。

- (1) 乙は、簡易な整備の作業開始日を考慮し、農用地利用集積等促進計画案(出し手→バンク)を作成する。
- (2) 乙は、簡易な整備の作業完了日を考慮し、農用地利用集積等促進計画案(バンク→受け手)を作成する。

(対象農地の管理等)

第6条 乙は、甲から利用権設定を受ける者がやむを得ない事情により耕作が行えなくなった場合又は適正な農地利用が行われていない場合は、地域計画等に基づき、速やかに農用地利用集積等促進計画案を作成する。

附則

この事務取扱は、令和4年9月1日から適用する。

この事務取扱は、令和6年4月1日から適用する。